

## 県立学校改革推進プラン策定懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 これまでの県立高等学校の再編に係る評価及び魅力ある高等学校づくり検討委員会からの報告を踏まえ、今後の県立学校改革について、より具体的な議論を深めるため、県立学校改革推進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇談会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから千葉県教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市町村関係者

(3) 教育関係者

(4) その他教育長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

### (運営)

第3条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、懇談会を統括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 懇談会は、必要に応じて千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集し、座長がその議長となる。

6 教育庁の職員等のうち、教育長が指名する者は、会議に出席し、説明をすることができる。

### (専門部会)

第4条 専門的事項について意見を聴くため、懇談会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会委員は、千葉県教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、委員の互選によって定める。

5 部会長は、専門部会を統括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会は、必要に応じて教育長が招集し、部会長がその議長となる。

### (地域協議会)

第5条 多様な地域性に応じた学校の在り方について意見を聴くため、懇談会に地域協議会を置くことができる。

2 地域協議会委員は、千葉県教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 地域協議会に会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

5 会長は、地域協議会を統括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 地域協議会は、必要に応じて教育長が招集し、会長がその議長となる。

### (庶務)

第6条 懇談会に係る庶務は、教育庁企画管理部県立学校改革推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。